4　前項の証明書を交付した保険者は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

5　保険者は、精算対象者（計算期間の中途で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費の額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該保険者の被保険者であった者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

（令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

**第百九条の二の三**　令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

| | 第一欄 | 第二欄 |
|---|---|---|
| 一 | 日雇特例被保険者であった期間 | 令第四十四条第六項において準用する令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 二 | 船員保険の被保険者であった期間 | 船員保険法施行令第十一条第一項第一号に規定する合算額 |
| 三 | （略） | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 四 | （略） | （略） |

（令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

**第百九条の二**　令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において、基準日被保険者（同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第百九条の十において同じ。）又は基準日被扶養者（同項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。第百九条の十において同じ。）が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等（同項第五号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）がその被扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

| | 第一欄 | 第二欄 |
|---|---|---|
| 一 | 日雇特例被保険者（令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第百九条の四において同じ。）であった期間 | 令第四十四条第三項において準用する令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 二 | 船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第百九条の四において同じ。）であった期間 | 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条第一項第一号に規定する合算額 |
| 三 | 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この条及び第百九条の四において「自衛官等」という。）を除く。）であった期間 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 四 | 自衛官等であった期間 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号に規定する合算額 |